文部科学省
『教育データの相互運用標準モデル策定事業』
初等中等教育における教育データの利活用を支えるシステム間連携の在り方に関する専門家会議（令和８年度）（第１回）議事概要

【日時】令和８年９月 18 日（金）14 時 00 分～16 時 00 分

【場所】オンライン（Zoom）

【出席者】（敬称略）

委員：伊藤博康、稲田友、岡本章宏、木田博、木下雄一朗、後藤匠、讃井康智、

白井克彦(座長)、常盤祐司、西田光昭、藤村裕一、渡部竜士

文部科学省

オブザーバー：

経済産業省、デジタル庁、APPLIC(一般財団法人全国地域情報化推進協会)

【議事】

・最初に、本専門家会議の座長として、委員の互選により白井委員が選出された。

・本会議の位置づけについて事務局より説明があった。

（事務局）

令和４年度以来、文部科学省事業におきまして、初等中等教育段階の公教育における教育データの相互運用性の確保のために必要な標準技術仕様や運用指針の検討が行われ、令和８年３月には、「初等中等教育におけるシステム間連携のための相互運用標準モデル（略称　相互運用標準モデル）Ver.6.00」が公開されました。

令和８年度は、その「相互運用標準モデル　Ver.6.00」の改訂を検討し、「相互運用標準モデル（令和８年度版）」を策定すること、および、相互運用標準モデルの適合性評価等に関する検討を行うこととなり、私たち ICT CONNECT 21 が事業を受託いたしました。その一環として、本専門家会議を開催し、教育現場における教育データ利活用推進等の観点から、各関係者からご意見をいただくこととしております。

・その後、資料０に従い、本日の議事の進め方につき事務局より説明があった。

【議題（１）】本専門家会議の進め方について

・本専門家会議の進め方について、資料２に従い、文部科学省より説明があった。

【議題（２）】「初等中等教育におけるシステム間連携のための相互運用標準モデル（令和８年度版）」の検討・改訂方針について

・相互運用標準モデル（令和８年度版）の技術仕様に関する検討状況について、資料３に従い、事務局より説明があった。

【議題（３）】相互運用標準モデルの適合性評価等の検討方針について

・相互運用標準モデルの適合性評価等の検討方針について、資料４に従い、事務局より説明があった。

【議題（４）】委員討議

・討議内容①「相互運用標準モデル（令和８年度版）の検討・改訂方針について（技術仕様に関する検討状況について）」及び、討議内容②「相互運用標準モデルの適合性評価等の検討方針について」の討議を行った。

（座長）

それでは、ここから全体の討議に入りたいと思います。討議に先立ちまして、進め方について申し上げます。まず、発言内容としては、「初等中等教育におけるシステム間連携のための相互運用標準モデル（令和８年度版）」の検討・改訂方針についてのうち、技術仕様に関する検討状況について、及び、同モデルの適合性評価等の検討方針についての２点でお願いしたいと思います。様々なご質問やご意見があろうかと思いますが、内容が多岐にわたっておりますので、まずはこの２点を中心に据えてご発言をお願いします。できるだけ多くの方のご意見をいただきたいことから、ご発言はお一人３分程度で、１回にまとめていただけますと幸いです。よろしくお願いいたします。

（委員 A）

ありがとうございます。私から討議内容①と②の２点について発言させていただきたいと思います。

１点目の検討の方向性に関しては、大筋これで結構だと考えております。その中で１点だけ、文部科学省でないとできない、私たち専門家会議では対応が不可能なことがこの検討事項の中に入っておりますので、それについて１点目として触れさせていただきます。

先ほど文部科学省からご説明いただきました資料２の６ページ目、③の相互運用標準モデルの普及促進についてです。これまでの専門家会議において、学習ｅポータル標準モデルから相互運用標準モデルというより広い形に変更すべきという意見から、それを実現させていただき、普及を図ってきました。その取組の中でいかんせん教育委員会がほぼ知らないという実態が昨年度明らかになりました。

これは APPLIC で校務支援システムの標準を作った時もそうだったのですが、普及・認知向上のためには教育委員会が調達仕様に入れてくれることが絶対条件になりますので、ぜひ文部科学省の方でご対応いただきたいと思います。APPLIC の時には、校務支援システムの標準について、文部科学副大臣に直接説明させていただいた上で通知を出していただき、加えて、情報教育担当者連絡会でも口頭での説明とともに、「今後調達するときは必ずこの標準の最新版を調達仕様に入れてください」と周知していただきました。このように、説明資料だけでなく、周知方法にも配慮していただければ、大変ありがたく思います。よろしくお願いいたします。

２つ目は技術面の話で、相互接続テストについてです。相互接続テストについては、まだ見えていない部分があるからかもしれませんが、先ほどご提案いただいたものでテストシステムと繋がっただけで大丈夫かと心配しているところがあります。相互接続テストというのは、複数社が接続テストを行って初めて「繋がった」と実証ができるものではないかと思っております。この点は慎重にご検討いただきたいと思います。

それに向けて、関係事業者を含めた意見交換会はとても良いと思いますが、先ほどの事務局からのご説明では４つのコンポーネントを対象とするということでしたので、今回の意見交換会も、学習ｅポータルだけを対象とするのではなく、それぞれの連携対象すべてを含め、相互に接続テストができるようにご配慮いただければと思います。以上でございます。

（事務局）

２点目について、事務局からフォローさせていただきます。

テストの形態には様々なものがございます。APPLIC では、各事業者が集まってシステムを持ち寄り、それぞれ組み合わせてみるというやり方を採用されています。

そして、1EdTech コンソーシアムのコンフォーマンステストは、仮想の環境を置いて、事業者が仮想の環境と連携することでテストが実施されています。

今回想定している接続テストは、先ほど事務局の説明にもありましたが、「そのテストをやれば最後まで実運用ができるかまでは保証できないもの」という前提で考えられています。理由として、最終的な実際の運用で扱うのは学校教育の実データになりますが、テストの段階で実データを使うことはかなりハードルが高いからです。

そのため、今回想定している接続テストはまずは最初のステップとして行うためのデザインになっています。その接続がうまくいけば、次の段階では「ここまでやろう」とハードルを上げていくことはできます。

（委員 A）

今回想定している接続テストはファーストステップの位置付けだと理解しました。ありがとうございます。

（委員）

2 点コメントをさせていただきます。

1 点目、相互運用標準モデルについてです。今年度の文部科学省の資料によれば、それぞれのベンダーにヒアリングをされるということでしたので、それは非常に良いことだと思っています。

ヒアリングの中で、ベンダーがどのくらい実装しているかの把握も進めていただければと思います。

ベンダーの実装に関して具体的に何を聞くかですが、相互運用標準モデルのバージョンごとの実装状況と、関連システムとの連携状況を聞きたいと思っています。学習 e ポータルの時代、例えば Ver.3.00 などがありますが、その時点で実装されたものが、その後の Ver.4.00、Ver.5.00、Ver.6.00 でどうなっているかということです。必ずしも最新のものを実装されているわけではないと思っています。どのような実装状況になっているか、LTI や OneRoster を使った連携状況がどうなっているかをヒアリングできればと思っています。

それから、私ども日本 1EdTech 協会で OneRoster Japan Profile を、今年の 3 月に晴れて公開することができました。相互運用標準モデルの Ver.6.00 とその Japan Profile との差分を検討した結果、感じたことがあります。

実際の事業者にとっては、あるところは相互運用標準モデル、あるところは Japan Profile と、両者を行ったり来たりしながら実装していかなければならない状況にあるのではないか、と思います。言い換えますと、相互運用標準モデルだけを見てもわからない、1EdTech の Japan Profile を見てもわからないところがあり、それらを行き来しながら理解しないと、なかなか実装ができません。この煩雑さを何とか解消したいと考えています。

2 点目、適合性評価の件です。適合性評価について、日本 1EdTech 協会でも取り組んでいると聞いており、もし可能であれば、第 2 回のこの専門家会議の中で、日本 1EdTech 協会から説明をしてもらう方が良いのではないかと考えています。

具体的には、例えば xAPI のサポートを日本 1EdTech 協会でもできる可能性があること、あるいは非会員へのテストシステムの提供ができることなどです。もう一つ問題だと思っているのは、知的財産権と契約法です。LTI や OneRoster にはトレードマーク（®マーク）が付いており、登録商標になっていますので、その認定がどうなるかという論点があります。このように知的財産権や契約法に関連する問題があることを踏まえた上で、日本 1EdTech 協会から、あるいは事務局から説明してもらうのも一案かと考えています。私からのコメントは以上です。

（委員 B）

初めに、本来、私は本日欠席の予定でしたが、急遽予定が早く終わりまして、こうして参加することができ、良かったです。そのため、事前に事務局にお届けしてあった意見を私自身で読み上げる形でお話をさせていただきたいと思います。

本会議におきましては、私もかれこれ 4 年参加させていただいております。その間、本当に多面的な議

論が積み重ねられてきておりまして、特に昨年度は Ver.6.00 が公開されるなど、標準化の基盤が着実に整ってきていると認識しております。まずは冒頭で、ここまでの関係者の皆様のご努力・ご尽力に対して感謝を申し上げます。

その一方で、教育行政、そして学校現場の立場から考えますと、今後の重要な論点は、標準を整備することから、標準によって現場の何が変わるのかを明確にすることへ移るのではないかと考えております。

先ほど委員 A のお話の中にもありましたが、昨年度の専門家会議におきましても、自治体の調達仕様が標準モデルに十分対応していないこと、標準に対応していても実際の導入・活用につながっていないこと、さらには、名簿連携やデータ連携において手作業や個別開発がまだまだ残っていることなどが指摘されていたかと思います。また、学校現場では、データを活用する以前に、アカウント管理や名簿更新、システム間の連携・接続など、日常的な運用負担をいかに減らすかが重要であるという指摘もあったかと思います。

したがいまして、今後の相互運用標準モデルには、第一に、自治体が調達しやすい標準であることを求めたいと考えております。標準に準拠していることを確認できる仕組みは大変重要だと思いますが、それと同時に、自治体が仕様書を作成する際に迷わない、ベンダー間の解釈差が生じない、あるいは導入後に追加費用や個別開発が増えないといった実務面まで踏み込んでいただけたらと思います。

第二に、学校現場が標準を意識しなくてもその恩恵を受けられることを重視したいと考えます。教師に必要なのは標準規格を理解することでは決してなく、子どもの学びを把握し、指導や支援をより良くすることだと考えます。名簿が自動的につながる、教材やツールを柔軟に選べる、必要なデータを必要な場所で利用できるといった状態こそが、学校現場にとっては相互運用性の成果になるのではないかと思います。

標準化は、それ自体がゴールではないと思っております。学校現場において「繋がること」から「使えること」へ、そして「使えること」から「子どもの学びと教師の仕事を本当に良くすること」へつなげていくといった視点で、今後の技術仕様、あるいは適合性評価、そしてその普及促進について議論されることを期待します。私からは以上です。

（委員 C）

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

私の方からは、先ほど委員 A や委員 B もおっしゃっていた点ですが、こうした良い取り組み・取り決めをしているものの、実効性を伴っていないということが大きな課題だと思っております。

私はもともと学校現場の先生を支援するサポート職で当社に入り、営業職も経験し、今は開発職に携わっています。その中で感じたこととしては様々なことを決めたとしても、それを学校現場の先生が受け入れていなかったり、浸透していないことがあるという状態です。この点が課題だと捉えております。

その点について、委員 A も文部科学省に要請したいとおっしゃっていましたが、私が校務支援システムを担当する教育委員会事務局の方と会話した際に感じたのは、担当者の方が動き出しをする上での要素として大きなものは、学校側からのアプローチと国や自治体としての決め事の二つだということです。この

二つが、最も実行力を持って進められるキーファクターだと思っております。

一方で、学校からは「業務や帳票を標準化していこう」という声はなかなか上がりづらく、むしろ一人一人違う子どもたちのために多様性を許容しようという傾向があります。そのため、子どもたちの未来を考えて教育を良くしていこう、データを活用していこうという学校業務の大きな転換の働きかけは、自治体の担当者の方ではなく国主導で進めていただく必要があると思っております。

その上で、さらに一歩踏み込んで実効性を高める観点で言うと、「この標準仕様の最新版に適合してください」という通知では曖昧な部分があると思っております。「最新版とはどれなのか」が、通知を発出した日と、その後にすぐ新しい標準が出てきた時に「どれが最新なのか」と迷うことになってしまいます。そのため、「何々バージョンいくつに適合すること」と明示することが必要かと思います。

加えて、後方互換性も重要だと思っております。今、当社で OneRoster に対応している CSV は、学習 e ポータルだけではなく、他のシステムとの連携などにも活用させていただいております。そこで急にバージョン更新により、今まで管理していた項目がなくなる、追加されるといった仕様変更があると、それに相対する学習ツールや他のツールにおいて対応が間に合わず不整合を生じてしまい、データが連携されなくなるというリスクもあります。そういったリスクにまで踏み込んで検討し、周知をしないと、おそらく現場では使われない可能性が高いです。使おうと思っても先に述べたようなリスクや対応タイミングに無理があると事業者も対応できないということで、この取り組みが実効性を持たずに終わってしまうような形で収束してしまうことが一番避けたいところです。ぜひそこまで踏み込んだ議論ができればと思っております。以上です。

（委員 D）

私は今回初めて専門家会議に参加させていただきました。これまでは発表された標準やツールなどを読ませていただく立場でした。どちらかというと、私も学校あるいは教育委員会の立場でお話をさせていただきたいと思います。

まず、学校では連携の感覚がまだ弱いというのが実態としてあります。データ活用と言っても、それぞれ単体のシステムの中のデータをどう活用できるか、利用できるかが中心であって、「連携して、繋がって何ができるのか」という意識が非常に弱いです。システム連携について、知る機会がほとんどないことが大きな要因です。「システム連携によって何ができるのか、どうできるのか」が、学校や教育委員会の立場ではなかなかわからないというのが現状だと思います。

では、どこから情報を得ているのかと思い、私の身の回りを見ていると、多くは事業者からの提案です。それを受けて「これはいいね、これは必要だね」と判断する流れが大半ではないかと思います。したがって、そこをどう説明していただけるかが大事で、連携の技術がどうなっているかということよりも、そこで何ができるのかというレベルのことを、まず学校や教育委員会に伝えていただけるとよいのではないかと思います。

今、私がお手伝いしている自治体などでは、基本的には校務支援システムを基にしたデータをうまく使って学習 e ポータルも連携させたり、それ以外のツールも連携させて使ったりという事例が非常に多くなってきています。この連携して繋ぐ、使うという感覚が、使う中で身についてきている、何となくわかってきたという状況です。一方で、そのシステム内で何が動いているのか、LTI なのか OneRoster なのか、ということ

は学校現場ではあまり重要ではなく、それ以上に「何ができるのか」という部分への関心が非常に大きいのではないかと思います。

先ほどからずっとお話を伺っていて思ったのは、学校現場にとっては、教育を少しでも良くしようとするときに役立つ、教育 DX を支えるものとしてこの連携の機能が活かされていってほしい、ということです。そのためには、先ほどお話をしたように事業者から提案していただく時に、「こういうことでメリットがあります、子どもたちの学びが変わりますよ、先生方の働き方が変わりますよ」、そういった示し方をうまくしていただけるとありがたいなと思います。

先ほど４つのコンポーネントの話がありましたけれども、まだそこは作り手の理論であって、使い手である私たちユーザーの理論にどう繋いでいくか、どう変えていくかが大事なのではないかと思います。その意味では、テストシステムについても、「実際にこういうものなんですよ」「こういうことができるんですよ」ということを例示していただくような場面でも活きてくるのではないかと思います。

学校現場あるいは教育委員会としては、「何ができるのか、そしてそれをどうしていったら教育効果を高めることに役立つのか」につなげていっていただけるとありがたいと思いました。以上です。よろしくお願いいたします。

（委員 E）

意見として２点ございます。

１点目は、資料４の 11 ページ目の接続テストの部分です。今、ローカル配布が第一候補になっているかと思います。これはステップ論の第一段階の話ですので、当然その後の段階もあるのだろうと想像しておりますが、例えば、先ほど委員 B がおっしゃっていた「学校設置者や学校現場が標準を採用しやすい」という点の大きな前提になるのは、「これでちゃんと使えるのかどうか」ということではないかと思っております。

それは一つの信頼性の話ですので、資料の比較表の２行目の「テスト結果の信頼性」という部分において、他の項目と横並びにするレベルのものなのかどうか、という論点が本質的にはあるのではないかと思っています。テストを自己確認する形になると、それを自己流でやってしまう事業者が出てきかねない部分だと思いますので、このあたりは非常に重要なポイントです。第三者が評価できるかどうかは、現場が採用するときの非常に大きな信頼性のポイントだと思っています。

留意点の中に公開場所・更新の運用といった話もあると思いますが、「これが本当に大丈夫なのかどうか」を確認する方法まで含めないと、難しい面が出てくるのではないかと思います。このあたりも踏まえてご検討いただければと思います。以上が１点目です。

２点目は資料３の７ページ目の今年度の検討対象項目についてです。これは今回の相互運用標準モデルの範囲の外だと理解しており、昨年度も私がコメントしたところですが、先ほど委員 D もおっしゃっていたように、OneRoster を使って学習 e ポータルや他のツールに情報が連携していくという動きが進んでおり、今、先生方で行う名簿管理などの負荷軽減の文脈で、そういった連携がどんどん広がってきていると理解しております。私自身も事業者の立場ではそこに関わることが多くなっているというのが実態です。

一方で、OneRoster でデータが上流から流れてくるという文脈では ID が相互運用されているからこそ学習データの連携ができる構造になっています。もし、校務支援システムのパッケージを変更することで、ID が一から付番され直されるという状態になってくるとすると、連携構造の全てが瓦解してしまう懸念があります。校務支援システム間での ID の相互運用が成立しないと、学習データの連携の維持は難しいと思っています。

または、標準モデルの中でも推奨事項にある「書き戻し」、つまり下流にある学習系システムで持っている ID を校務支援システムに書き戻すことで一時的に対処する方法も示されています。しかし、この方法では現場に非常に負荷がかかります。また、それが理由でパッケージを変更できないということになれば、ある意味ベンダーロックインが生まれかねない状態だと思っています。

この状態が、結果として学習データも含めた相互運用や利活用の大きな阻害要因になってくると思っています。校務支援システム間での ID のポータビリティは、現時点ではこの相互運用標準モデルの範囲外かもしれないですが、そこが確立しない限りは下流で全部が瓦解してしまうことを懸念しています。この検討自体は本専門家会議の範囲外かもしれませんが、文部科学省で進めていただけるとありがたいです。私からは以上です。

（委員 F）

技術標準の件と接続テストの件、それぞれについて意見を述べさせていただきたいと思います。

まずは、昨年の運用指針の公開によって良い変化が起きていると、EdTech 事業者からも聞き及んでおります。昨年の取りまとめ含め、非常に力強い変更を行っていただき、本当にありがとうございました。

次に、技術標準の件で意見を述べさせていただきます。ベンダーへのヒアリングというのは非常に良いなと思っております。その際に、資料 3 に記載もありましたが、相互運用標準モデルの標準外になってしまっているために実運用上の連携に困っている、というものをうまく抽出することが特に大事かと思います。その全部を標準に取り込むかどうかは別の論点ですが、「標準ではないから繋がりづらい」という課題があるのであれば、しっかりと認識することが重要だと思います。そういう観点も踏まえてヒアリングを実施していただければと思います。

また、事務局からのご報告の中で「生成 AI を使えば実装が簡単になるから」という表現もありました。ベンダーごとに使える生成 AI のサービスや使える範囲にも差があるため、例えば文部科学省自身が SDK を作るときに、生成 AI を使うことは良いと思う一方で、ベンダー側に「生成 AI が使えるからコストを下げられる」という前提で要求をすることは必ずしも正しいとは言えないと思いますので、ご考慮いただければと思います。

最後に、接続テストの件に関して、委員 E の意見にかなり近いです。今回のテスト自体で実データをそのまま使うことができないことは良いのですが、今回のテストを通ること自体は実際にサービス間が繋がることを保証しないとなると、「何のためのテストなのだろうか」と思います。

そのため、実データに近いボリュームで試したり、あえて不正なデータをたくさん登録した上でテストする必要があると思っています。テストデータやテストケースについて、どれだけ網羅性のあるものを作っていく想定

なのかが気になります。

これは実際に繋がる・繋がらないという話でもありますが、例えば学習ｅポータル事業者のＡ社と学習ツール事業者のＢ社がいざ接続しようとして接続ができないとなった時に、その責任の所在を極力フェアな形で簡単に特定できることが、この学習ツールと学習ｅポータル側での接続を簡単にするためにとても重要なポイントだと思います。接続テスト自体は非常に重要だと思いつつも、「これに則っていればちゃんと接続はできる」と思えるようなケースの洗い出しや進め方について、しっかりとコストをかけて取り組むべきだと思います。以上です。

（委員）

最初に感想を申し上げますと、すでに７年目を迎え、令和８年度版に向けた検討が進められることについて、「７年がもう経ってしまったのだ」という思いと「短かったな」という思いの両方があります。この検討が継続されていることに、本当に感謝を申し上げたいと思っております。

今回、委員Ｂや委員Ｄのご意見を聞いて、どうしても技術仕様を整理するアプローチでは、いわゆる提供者側の論理を中心とした検討の進み方になってしまいがちなため、学校現場が置き去りになることのないよう配慮が必要だということを、強く肝に銘じて進めていかなければいけないと、改めて感じました。

私からは適合性評価について意見を申し上げます。適合性評価は、ここまで様々な委員の方がおっしゃっていたフェアネスの視点と、それが結果的に子どもたち、先生、そして学校現場・教育委員会にとってメリットのある姿にどう変えていくかの視点を持ちながら進めるものだと思います。その上で、適合性評価の仕組みを開始したものの、出来上がった時点で力尽きて継続できないということのないように、持続可能な形でどう動かしていくのかということも含めて検討していく必要があると感じております。

技術に関するものですから、変化していくのが当たり前です。適合という評価そのものについて、一度受けたらいつまで有効なのかを定義するのはなかなか難しいとは思いますが、その有効期限といった話も、適合性評価を受ける側にとってのメリット・デメリットの判断に強く影響してくると感じております。

また、適合性評価をいわゆるマル適マークのように運用することになった時に、誰が認定をしているのかという主体の話と、その主体によって外部から見た時の様々な要素が変わってくると感じました。そうしたことも含めて検討できればと思います。私からは以上です。

（委員 G）

私は昨年度から引き続き、教科書発行者の立場で参加させていただいております。文部科学省では、デジタルな形態を含む教科書のあり方をまさに今検討中です。教科書のデジタル部分の技術仕様については、本専門家会議とは別の「デジタル教科書の標準仕様等に関する検討会議」で議論を進めています。

「デジタル教科書の標準仕様等に関する検討会議」では、他のシステムとの連携についての検討も行っています。中心は教科書と教材の連携についてですが、その他に、教科書と学習ｅポータルとの連携についても検討しているため、この会議体での議論ともシンクロさせていかなければいけない部分かと思って

おります。

ただし、昨年度もこの会議でお伝えしました通り、次の教科書、小学校で言うと 2030 年から使われる教科書については、紙の部分とデジタルの部分を両方持つ、いわゆるハイブリッドな形態が中心になる見込みです。ハイブリッドな形態が中心となる場合、紙の部分は操作ログなどが取得できないという課題が依然として残ります。

教科書としてどういった連携が可能かを引き続き考えていきたいと思いますので、今年度もよろしくお願いいたします。以上です。

（委員 H）

まず、昨年度、現状調査と、特に運用指針の改訂に動いてくださり、本当にありがとうございました。委員 F からもありましたが、弊社を含め EdTech 事業者側でも、安心して接続の話を進めやすい空気感、情勢を作っていただけたと思っております。実際、弊社も今、各社さんとそういった接続のお話をさせていただいております。まずは昨年度の取り組みに感謝を改めて申し上げたいと思います。

今回のご説明に対して、２点お伝えしたいと思います。

１点目は、技術仕様に関する検討についてです。まず、大枠については賛成をしております。一方で、重要な項目において、サービスによる違いがまだ残っている部分があるのではないかと思います。今回、資料３の８ページに、実装に違いがあり標準外だが標準に取り込むかどうかを検討する項目、標準の規定を増やすべきという意見があるもの、という記載がありました。そういったものについて、改めてヒアリングや調査をしていただけたらありがたいです。

具体的には、例えば先生か生徒かの判別のルールや、年度を超えたクラス情報の ID 表記、そして学年とクラスについては各サービスで名前の付け方が任意になっていることなどが挙げられます。このあたりは、どの学習 e ポータルでも EdTech 事業者との接続で必要となり、かなり協調領域に近いところであるため、標準化を追加で進めた方が良いのではないかと思います。加えて、学習 e ポータルから学習ツールへの名簿の渡し方も、標準化の議論を続けていく余地があるため、新しい協調領域として標準モデルに加えていくこともあってよいのではないかと思います。一方で、各サービスの運用状況や実態については、各サービスを比較して調査をしないと決められない部分もあるかと思いますので、まずはヒアリング調査の中で検討していただければと思います。以上が１点目です。

２点目の適合性評価については、先ほど委員 E、委員 F がお話しされた部分とかなり近いところがあります。自己確認の形になった時に、その結果がどう正しいと判断されるのか、どう担保されるのかを決めていかないといけないと思います。委員 E からも言及があった通り、「結果の確からしさに課題がある」という状況で今のローカル配布という手段を取るべきなのかどうか、資料４の 11 ページ目の比較表に並んでいる項目の中で、評価の確からしさは重要度の次元が違うものだと思います。目的を達成するためには、第一に評価の確からしさを検討すべきで、そこが良いとされているものの中でランニングコストなどを考えていけばよいのではないかと思います。

資料の比較表では○となっていますが、ローカル配布のテスト結果の信頼性が仮に△なのであれば、必

ずしも「ローカル配布をやめるべきだ」という話ではなく、ローカル配布するときのルールやガイドラインをよりしっかりと作っていく必要があるかもしれません。また、どうしても難しいという判断なのであれば、クラウドでの評価にしていった方が良いのではないかとも思いました。

また、公開の規模感と更新の仕方についても、ガイドラインを決めていく必要は最低限あると思います。

最後に一点、今回のローカル配布のやり方になった場合は、EdTech 事業者に限らず学習 e ポータルのサービスに接続をする各社でテスト環境を整えることになります。そのため、以前ほど大きくはないと思いますが、接続をしようとする参入者にとっては一定のコストとなり、連携の新しい障壁となる懸念もあります。

そのため、理想としては、文部科学省のイニシアチブでクラウドの評価環境のサーバーを用意していただき、テストをしていただく方が良いのではないかと思います。この点については来年度以降の予算獲得を含め、クラウドで公開をしていくという形も並行してご検討いただければと思います。一旦以上です。

（委員 I）

小中学校で使っていただいている学校用教材の会社の代表の立場でお話をさせていただきます。

今年度も委員としてお声がけいただき、貴重な機会をいただきましてありがとうございます。

今回、第 1 回ということもあり、全体の方向性について確認をさせていただきたいと思います。冒頭で文部科学省からもお話がありましたが、改めて、現場視点で、先生がより指導しやすく、子どもたちの豊かな学びのための学習環境にしていくという目的のもと、これからの教育データ利活用を支えるシステム間連携のあり方を考えていく、という方針で進めていただいていることを確認したいと思います。

特に教材側の立場としましては、次期学習指導要領の審議まとめ案が先般公表され、その中で、教材は児童生徒の関心等に応じた多様なものが活用され、紙に加え、デジタル学習基盤等がインフラとして機能することとなる、と示されています。学校現場の視点で言えば、これは、教師が主体的に教材を選択し、子どもたちが紙もデジタルも多種多様な教材を活用できる環境を作っていくということになるかと思います。その視点と方針の下で、これからの検討をぜひ進めていただきたいと思っております。

次に、相互運用標準モデルの技術仕様の基本的な考え方について、確認を兼ねた質問です。本会議の検討範囲は、学習 e ポータルをハブとした連携だけでなく、学習ツールや、例えばデジタル教材と校務支援システムといった、それぞれの学習ツール等が直接相互にシステム間連携していくことも想定して議論しているという理解でよいのかを確認したいです。

もしこれが対象外であれば、そのあたりの議論をどういった場で行っていくかについて、ぜひ文部科学省にもご検討いただきたいと思います。私どもとしては、そういった直接相互のシステム間連携についても、技術面・運用面で検討していただけることが望ましいと考えております。

特に運用面について、昨年、学習 e ポータルに示された運用指針や、公正取引委員会の見解によって、運用面の方向性が定まってきたと思います。一方で、それ以外の公共性の高いシステムについて、特に校務支援システムのように自治体で採用されて、自治体内の全学校でも使用されるようなものについ

ても、学習ツールとの直接的な接続における部分では、学習 e ポータル同様の公共性を担保した運用指針が、何かしらの形で示されると望ましいと考えます。

続けて適合性評価について、一つは質問です。先ほど委員 F、委員 H からもお話がありましたが、昨年度の運用指針等の取組を踏まえて、これまで懸念されていた学習 e ポータルとツール事業者との接続コストの課題は改善されたという認識でよいのかを伺いたいです。可能な範囲で見える化していただくことで、教材会社も含めて他のツール事業者にとっても、学習 e ポータルとの接続がしやすくなったことがわかるようになるため、ぜひご検討いただければと思います。

最後に、提案です。昨年度もお話をしましたが、適合性評価により実効性を持たせるため、セルフチェックだけでなく、学校設置者やツール事業者側からも運用指針に沿っているかどうかについて、第三者が通知できるような仕組みも入ってくるとよいと思います。第三者機関を設けるということだけでなく、周りからの指摘をもって、さらに客観的に評価されることになると思いますので、ぜひご検討いただければと思います。私からは以上です。

（座長）

ありがとうございました。以上で一通りご意見をいただきました。文部科学省、事務局から補足やお答えいただけることがあれば発言いただけますでしょうか。

（文部科学省教育 DX 推進室）

委員の皆様方、大変貴重なご意見を賜りましてありがとうございました。私の方から、一部コメントさせていただきたいと思います。

初めに、委員 A から、標準モデルを自治体が知らない、自治体の仕様が対応していないというお話をいただきました。同趣旨のことを委員 B、委員 C、委員 D、他の皆様からもいただいております。非常に重要な点であると思っております。

なお、文部科学省では、自治体に対しては令和 8 年 3 月の Ver.6.00 についてはすでに通知をしており、その中で、きちんとこの標準を理解した上で対応してほしいという旨は申し伝えています。

一方で、単に「指示通りにやってください」と言っても現実には進まない面もあると思います。委員からもご意見がありましたが、データ連携によって教育がどう変わったのかという姿を見せることが大事だと思っています。教育を良くするためにはこのデータ連携による利活用が必須だと、教育委員会にも学校現場にも実感してもらうことによって、「では、そのために接続できるようにしよう」と前向きな気持ちになってもらう方が、結果としては進むのではないかと思っています。「北風と太陽」で言うと太陽的な発想です。

文部科学省では加速化事業と呼んでいますが、いわゆる好事例の創出にも力を入れており、委員 B の地域でもすでに取り組んでいただいています。蓄積されてきた良い事例をまず伝えることも一つの手段としては考えられると思っています。そのほか、きちんと理解されるように様々な工夫を考えていきたいと思っております。

次に、委員 E から、ポータビリティや ID の検討のお話がございました。この会議で扱うかどうかは別とし

て、重要な問題であることは間違いないと思っております。いただいたご意見も踏まえ、どうあるべきなのかを考えていきたいと思っております。

次に、委員Ｉからご指摘をいただいた接続については、後ほど事務局から少し補足いただければありがたいです。

加えて、委員Ｉから、昨年の公正取引委員会の指摘を踏まえてきちんと動くようになったのか、というご質問がありました。まさにそのあたりは私たちも知りたいところで、今年度、意見交換会などを計画した理由の一つです。もし、まだ現実にうまくいっていないということがあれば、様々なご意見も聞きながら取り組んでいきたいと思っております。私からは以上です。

（事務局）

事務局からご回答いたします。委員Ｉのご指摘を私がきちんと理解できているかどうか自信がないのですが、事務局としてコメントいたします。

様々な規定・標準には、大きく分けると二種類あります。一つは、ISO の規定、あるいは JIS や JAS のような規定のように、強制力を持って必ずこれに従わなければいけないというものです。もう一つ、「この方が便利である」ということで標準が示され関係者がそこに乗るかどうかの判断は各者に委ねられるものも標準として存在します。

この相互運用標準モデルは、もちろん文部科学省の事業として取り組まれているものですので、ある程度公的なものとも言えますが、全てがこれに必ず繋がらなければいけないという運用にはなっておりません。

その意味で、先ほど私の説明にもありましたが、協調領域と競争領域のうち、協調領域として示されているものでも実装するかどうかは自由で、競争領域に関しては独自の実装を行うことは全く問題ありません。

標準を作るにあたり、スコープを決めておくことは非常に重要で、そこが揺れてしまうと、なかなか議論がうまく進まなくなります。先ほどの私のご説明の通り、現状の技術仕様は４つのコンポーネントを対象として相互運用を規定しています。その対象範囲を拡張してほしいというリクエストがあれば、具体的にどういうことを望んでいらっしゃるのかを明確にしていただけると、より議論が前に進むかと思います。以上です。

（委員Ｉ）

文部科学省及び事務局のご回答ありがとうございます。

先ほど事務局からご説明いただいた相互運用について、私が言いたかったことを具体的に申し上げます。先ほど委員 G からもお話がありましたが、デジタル教科書も含めた教科書の今後のあり方を検討している中で、教科書と教材のデジタル間連携なども検討されているとのことでした。

一方で、学習ｅポータルとの連携とはまた別に、そういったツール事業者間の連携についても話がされており、大きく言えば、相互のシステム間連携として繋がる部分があるかと思い、そういったことが本会議でも今後議論されるのかどうかを確認したいという意図です。

先ほどおっしゃっていた４つのコンポーネントについて、その４つが学習ｅポータルを中心に据えて全て学習ｅポータルとつながっていくという形を指しているのか、あるいは、学習ｅポータルを必ずしも介さずとも、教科書と教材、教科書と校務支援システム、教材と校務支援システムといった直接的な連携も含んでいるのかがわかりませんでした。

私としては、今申し上げたような直接的な連携、具体的には教科書と教材の連携のようなことも、この会議で議論されるのかどうかを確認したかったということです。

（事務局）

内容は理解いたしました。お答えとしては、少なくとも現状は、学習ツール間の連携は標準モデルの対象になっておりません。少なくとも技術仕様の対象にはなっておりません。

というのは、LTI はもともと、いわゆる LMS とウェブコンテンツの間のやり取りの規定であり、基本的にはウェブコンテンツ同士の連携のための規格ではないため、スコープには入っておりません。

ツール間の連携をこのスコープに入れるべきかというお話は、文部科学省とのご相談になりますが、ベースの考え方が崩れてしまうと標準としてうまく機能しなくなるため、相互運用標準モデルの技術仕様の延長でツール間の連携を考えることは、なかなか難しいことだろうと私は感じています。

正式なお答えができずに申し訳ないですが、現状としてはそうなっております。その後どうするかは、文部科学省ともご相談しながら検討いたします。また、まさに委員 D がおっしゃるように、利用者である学校がどう便利になるかといった観点からの整理になるだろうと思っております。私からは以上です。

（委員 I）

よくわかりました。私としては、この会議体の守備範囲がどこなのかが明確になればと思っての質問でしたので、今の立ち位置がわかり良かったです。どうもありがとうございました。

（委員 C）

私からは、先ほど文部科学省からご発言があったことについて、可能であればご対応いただきたいお願いです。

先ほどおっしゃった通り、「なぜこれをやるのか」という意義を伝えていくことはとても重要だと捉えております。一方で、実効性を伴うという観点で言うと、校務支援システムの調達では、当方が経験しているところでは指導課が調達担当のメイン部署になるケースは少なく、総務課や施設課などの行政職の方々が担当されることが多いです。その場合、「これに従ってください」と示されただけでは、それを調達に取り入れる感度を持ち、実行できる人は限られています。特に都市部であれば人材が多いためそういった観点も含めて考えられる余裕もあるのですが、地方部では一人か二人で調達を回しているケースもあります。そのため、「こういう仕様で調達をかけてください」といった調達にそのまま添えられる仕様書のひな形が出来上がっていないと、それを取り入れて調達をかけるところまで結びつかない可能性があると考えます。意義を伝えることとあわせて、実効性を持たせることができるような調達仕様書案といったところまでをぜひご検討の上、公示もしくは通達をしていただけたら、より良いと考えております。以上です。

（座長）

本日は、昨年度の会議から期間が空き、その間に様々なことが積み重なっていたこともあり、内容の濃い、大変有益な議論をいただけたのではないかと思います。

この相互運用標準モデルについても長く取り組んできているわけですが、世の中の進歩は早く、すでに話題にも出ているとおり、生成 AI をどう扱うのかという議論も世間では進んでいます。教育でももちろん様々な場面で使われていますが、では全体として、この標準化と生成 AI の関係を今後どう考えていかなければいけないのかといった非常に深刻な問題も出てくるだろうと思います。

また、相互運用標準モデルの運用について、どこを狙えば、教わる生徒たちにとっても、実際に指導する教職員にとっても、最も効果的で役に立つものを実現できるのかを、妥協が必要な点もあるかとは思いますが、継続して考えていかなければなりません。

一方で、データの連携は当然非常に重要ですから、どこまで実現できるのかという意見交換をお互いに行った上で、確実な運用ができるよう、今後も議論を進めていただければありがたいと思いました。

（事務局）

本日は活発な議論をどうもありがとうございました。本日の議論につきましては、議事要旨を作成いたしまして、委員の皆様にもご確認いただき、後日 ICT CONNECT 21 のホームページに公開いたします。また、その際、さらなるご意見がある場合は事務局までお寄せください。

次回は、冒頭にご説明いたしましたように、11 月、またはその後の 12 月上旬ぐらいに開催予定にしております。事務局より改めて日程調整させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（座長）

それでは、次回に向けてよろしくお願いいたします。本日はこれをもちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございました。